

プライバシーは守ります!

個人情報の開示等請求

開示等請求とは、市の保有する自己に関する個人情報について、その内容を閲覧できることを保障するものです。

ただし、次の自己情報については、

- ・ 市内に住所がある人
- ・ 市内に事業所、事務所がある人、法人、その他の団体
- ・ 市内の事業所、事務所に勤務する人
- ・ 市内の学校に在学する人
- ・ 実施機関が行う事務や事業に利害関係のある人、法人、その他の団体

個人情報の取り扱い

個人情報とは、原則として次のようなルールによって、適正に取り扱うことにします。

- ・ 個人情報の収集 情報収集は、必要最低限の範囲内で行い、目的を明らかにして、本人から直接収集します。その際、思想や信条、宗教、社会的差別の原因になるような個人情報は収集しません。ただし、本人の同意がある場合や法令などに定めがある場合などは、本人以外からも情報を収集することができます。
- ・ 個人情報の保管・利用 収集した個人情報は、漏えいや改ざんなどが起きないように適正に管理し、本人の同意がある場合や法令などに定めがある場合を除き、目的以外のご利用したり提供したりしません。

個人情報の訂正・削除・目的外利用中止の請求

自己情報に誤りがあると認められるときは、訂正や削除の請求をすることができます。

- ・ 個人情報の訂正、診断、判定、選考、指導、相談などに関する個人情報
- ・ 業務の遂行に著しい支障が生じると認められる個人情報

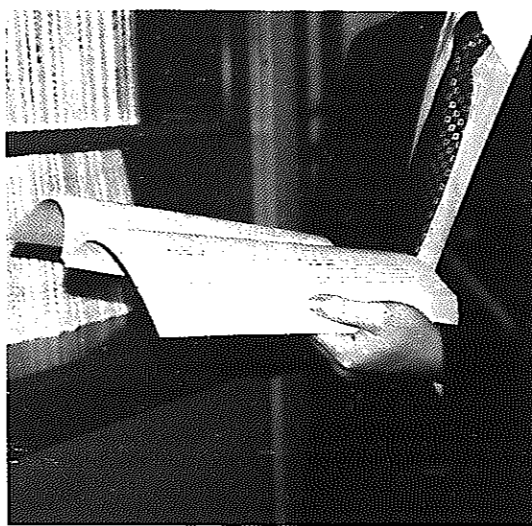
請求方法

実施機関に自己情報が保有されている人ならだれでも請求できます。個人情報担当窓口(総務課行政係)に備えてある請求書に記載して提出してください。

請求のあった日から原則として五日以内に請求に応じるかどうかを書面で通知します。

個人情報は、原則として次のようなルールによって、適正に取り扱うことにします。

- ・ 個人情報の収集 情報収集は、必要最低限の範囲内で行い、目的を明らかにして、本人から直接収集します。その際、思想や信条、宗教、社会的差別の原因になるような個人情報は収集しません。ただし、本人の同意がある場合や法令などに定めがある場合などは、本人以外からも情報を収集することができます。
- ・ 個人情報の保管・利用 収集した個人情報は、漏えいや改ざんなどが起きないように適正に管理し、本人の同意がある場合や法令などに定めがある場合を除き、目的以外のご利用したり提供したりしません。



情報公開を請求できる人

と、国などの協力関係や信頼関係を損なうと認められるもの

ほかの制度による公開はこれまでどおり

法令やほかの条例などで閲覧できるものや図書の閲覧・貸し出しなどは、今までと通りの方法で行います。

また、情報公開以外にも、市民の皆さんの市政参加を推進するため、積極的な情報提供に努めます。

情報の公開方法

公開決定の通知を受けた請求者は、通知書に指定された日時、場所で公文書を閲覧できます。

写し(コピー)の交付を受ける場合は、白黒コピーA3判までは一枚十円です。コピーの郵送を希望する場合は、その郵送料を負担してもらいます。

請求方法

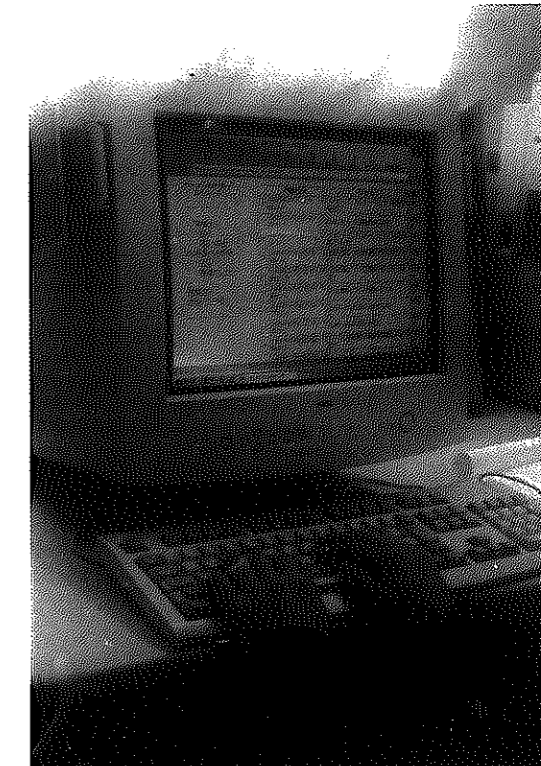
情報公開担当窓口(総務課行政係)に備えてある公開請求書に記載して、提出してください。

請求のあった日から原則として五日以内に公開するかどうかを決定します。決定したときは、請求者に書面で通知します。非公開の決定になった場合は、通知書面にその理由を記載します。

個人情報は、原則として次のようなルールによって、適正に取り扱うことにします。

- ・ 個人情報の収集 情報収集は、必要最低限の範囲内で行い、目的を明らかにして、本人から直接収集します。その際、思想や信条、宗教、社会的差別の原因になるような個人情報は収集しません。ただし、本人の同意がある場合や法令などに定めがある場合などは、本人以外からも情報を収集することができます。
- ・ 個人情報の保管・利用 収集した個人情報は、漏えいや改ざんなどが起きないように適正に管理し、本人の同意がある場合や法令などに定めがある場合を除き、目的以外のご利用したり提供したりしません。

個人情報保護制度



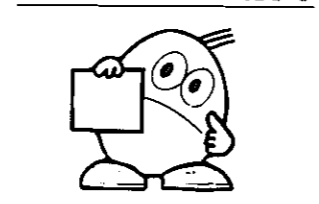
個人情報保護制度とは

個人情報保護制度は、市が行う個人情報の収集・保管や利用に関して、具体的なルールを定め、本人の請求に応じて情報の開示や訂正などをしようとするもの。市民のプライバシーを守り、公正で民主的な市政の実現を目的として設けられた制度です。

個人情報取扱機関

- ・ 情報公開制度と同じ次の機関が個人情報の開示や訂正などを行います。
- ・ 市長部局(ガス水道局を含む)
- ・ 教育委員会
- ・ 選挙管理委員会
- ・ 監査委員
- ・ 公平委員会

決定に不服がある場合



情報公開・個人情報保護制度で請求した情報が公開できないとされた場合など、その決定に不服がある場合は、決定について知った日から六十日以内に、決定した機関に対して不服申し立てをすることができます。

不服申し立てがあった場合は、第三者機関の「白根市情報公開・個人情報保護審査会」が審査し、実施機関に答申します。実施機関は、その答申を尊重して、不服申し立てに対する決定を行います。請求者に通知します。

問い合わせ 総務課行政係 ☎341